

時事新報

明治十八年十二月二日 水曜日 舊乙酉十月二十六日(辛卯)

山内前六時五十分 日入午後四時四十分 月入午前二時十八分 日入午後二時三十分 西曆一千八百八十五年

Table with columns for '時事新報定價' (Newspaper Pricing), '時事新報廣告料' (Advertising Rates), and '郵局掛金' (Postage Fees). It lists various rates for different subscription periods and advertisement placements.

社告

本年十一月月中旬以來時事新報の用紙を桃色紙と相改め候日本國內におきて其例無之幸に世上の高野と號り候段感謝の至り候就ては何人かては「桃色の時事新報」とは如何様の者の御一覽波成度御方は其旨東京本社又は大阪出張所の内へ御申越成度左下を無代價無送送料にて直ちに見本進呈可仕候此段廣告候也

時事新報

日本商人は金銀貨の價を知る事肝要あり

明治十八年十一月二十八日第三十六號第三十七號第三十八號第三十九號第四十號第四十一號第四十二號第四十三號第四十四號第四十五號第四十六號第四十七號第四十八號第四十九號第五十號第五十一號第五十二號第五十三號第五十四號第五十五號第五十六號第五十七號第五十八號第五十九號第六十號第六十一號第六十二號第六十三號第六十四號第六十五號第六十六號第六十七號第六十八號第六十九號第七十號第七十一號第七十二號第七十三號第七十四號第七十五號第七十六號第七十七號第七十八號第七十九號第八十號第八十一號第八十二號第八十三號第八十四號第八十五號第八十六號第八十七號第八十八號第八十九號第九十號第九十一號第九十二號第九十三號第九十四號第九十五號第九十六號第九十七號第九十八號第九十九號第一百號

年の實験を経て前の法律の不完全なるを悟り今回の改正に至りしものとならん斯くなる上彼の秋相場大違買の醜態と拂ふのみならず税の割合を減して其收納の正味と増し國庫收入の一助たることある可し我輩の大に賛成して竊に悦ぶ所のものなり

然るに同日二十九號の布告を以て東京大坂横濱神戸各埠式取引所に於て金銀貨幣取引は明治十九年一月一日より禁止すとす是れは同年同日より紙幣交換の事も始まり金銀貨買の要も亦か處へ之と買買しては或は其實買の先無實の相場と生ずるものとあらんあまの趣意にて禁止したる事ならんれども公然たる取引所の買賣は兎も角も我輩の所見を以てれば今の日本商人會も金銀貨幣の買賣は甚だ要用の事あるが故に取引所の外に於ては兩替屋又と仲買の手を以て活潑に取扱ふて然る可なり事と信するなり十九年一月一日より銀貨の一回も紙幣の一回も正しく同様なるべきが故に若し紙幣の取扱の便利なるがため少くも金銀貨幣の關係は唯紙幣に對するのみならず日本國中に限らず外國貿易の盛なる今日に於ては日本の金銀貨と外國の金銀貨と其約合と視察して常に毛髮の差違をも等閑に附すべからず例へば目下日本にて金貨百圓は銀貨百十八圓に當るとして此百に付き十八の差は正しく世界中の相場に比較して至當なるもの歟數月前又數日前より外國の市場に於て金銀の間に云々の變を生きたる其變は既わ日本金銀貨の價の暴落及び及ぼしたる歟これと詳よせざるべからず又貿易輸入の模様其外の原因も由りて外國爲替の變化も其實は金銀貨の價の變化とも云ふ可きものなれば其價の月に日よ變じて一日中幾度の高下と現の常なるが故に凡そ我商人として金銀貨と所有する者は自家に商賣の都合を從ひ外國市場に状況と察せ時とを以て金銀を賣り買ひ、金を賣り銀を買ひ、又時とを以ては何月の後に請取り又請出す可き金銀貨を何月の前約約定買買するの要もあるべし商人の最も注意すべき所にして若し此邊の注意薄くして漠然たるときは外國の貿易と雖も全無無数の商人等は毎人に外國に新聞紙と讀むもあらず又金銀價格の電報と請取る可きにもあらず向きにも横濱神戸等の貿易場を中心と仰き此中心の相場を見て向背と決することあきば貿易場にて金銀の相場は銀數の上にも銀數を加へ正しく外國の市場と相對して恰も天秤の平衡と失はざることを肝要あるべし故に今則ち法律にて紙幣取引所中にては金銀貨の買賣を禁止せらるゝも東京大坂横濱神戸等にて諸商人は決して其相場と銀の間に着目すべからず近來は歐米諸國にて金と銀と價格の變動は甚だしきものにして時と時と亂高下をへる其最中に獨り日本金銀貨の買賣

買ふも國なりとして世界中も同様ならんと思ひ金貨百圓は銀貨百十八圓に當り五年も十年も動かざるもればなりと盲信するが如た形は外國商人より幸なれ日本人の相場外に午睡する其間に或は銀と換けて金を取り金と賣り銀と換るの奇變を連ふべきや疑を容さず我輩の最も恐るゝ所のものなれば開港開市の諸商人は取引所に買賣と禁止せられたること是非なき次第なるとも金銀貨價格は事商人の本分として穎敏に之を知りて又國中に之と知らしむるの方便を求めざる可らざるあり

官報

大政官布告第四十號 明治十六年(一月)第二號布告裁判所一覽表中左ノ通改 正ス 一札幌始審裁判所管内浦河治安裁判所ヲ日高國幌泉郡幌泉ニ移シ幌泉治安裁判所ト稱ス 一日高國沙流新冠靜内ノ三郡ヲ札幌治安裁判所ノ管轄ニ改メ 右奉 勅旨布告候事 明治十八年十二月一日 大政大臣公卿三條實美 司法卿 伯島山田顯義

雜報

○土族授産 華族從四位松平賴英氏(舊伊豫西條藩主)に去る明治十二年六月七日七百四十二戸の藩士に一戸に付金十五圓つゝ合計一萬餘圓と與へたりしに當時郡長たりし同藩士和田義綱氏が戸毎其維持保存の法を説きたれば孰れも和田氏の説を贊成して一社を結合し赤堀五郎吉安藤六郎和田義綱の三氏を其世話掛に選舉し爾後隔年々世話掛と改選して右金と維持保存し居りしが此程其第十三回總會を西條の柘谷小學校に開き世話掛より報告せる所を據ては最初藩士の毎戸より十五圓の金を集めたる其金もて公債證書と買入れ其公債の利率にて年々に又公債と買入れれば今日は大に利倍増加し一戸につき七分利付公債證書にて三十二圓五十八錢四厘餘即ち十五圓の一倍と二圓五十八錢四厘餘とありまれば土族の喜び一方ならず會合の時杯は藩主の厚恩の 承るべき言はざるものなし又右土族等は今般愛媛縣令國新平郡長石原信文兩氏の賛力にて其筋より就座金と拜借去書藩主より資本金と與へられれば土族中より二社を創立し一は製紙今一は製糖製糸に従事するものとありたりと同地よりの通信 ○白水村の石炭坑 福島縣下磐城國磐前郡西南隅の山間に在る白水村石炭坑は安政初年同村片岡某なるもの始めて之を發見し最初石炭を賣り換へたる位の事ありしが漸次その採掘を廣く目下の賣業人片岡唯助、渡邊治右衛門、大船佐助、大平佐次、伊藤新平の五